

1997年11月13日

神戸市内で開催した第58回定期全国大会で「平和な海を脅かす新ガイドラインと有事法制整備に反対する決議案」を採択

○平和な海を脅かす新ガイドラインと有事法制整備に反対する決議

われわれ船員は、戦後、いち早く産業別労働組合を結成したが、その創立の原点には、先の大戦において船員徴用により陸海軍人の死傷率を上向る6万人余の戦没者を出した苦い経験から、再びこの惨禍を繰り返してはならないとの堅い誓いがあった。

その後、本組合は、「民主的國家の発展に寄与する」ことを目標の1つに、平和憲法のもとで「国際平和の追求と国際連帯」を通じた平和な海の実現を強く求め活動してきた。しかし、戦後も、世界各地で戦争や紛争は相次ぎ、少なからぬ船員がその犠牲となってきた。われわれ日本人船員にとっても、朝鮮戦争、中東戦争、イラン・イラク戦争や湾岸戦争など戦場の海に就航した記憶は今も生々しく、やむなく多くの仲間が砲火に巻き込まれて傷つき倒れた痛恨事は決して忘れることはできない。

船舶という限られた空間で働く船員にとって、海が戦場となれば、第三者であっても逃れる術はない。したがって、われわれは、憲法の平和主義にもとづく世界の友好と対話・協調による真に平和な海・平和な国際社会の実現を強く希求し続けるものである。

しかるに本年6月、日米両国政府は「日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間とりまとめ」（新ガイドライン）を発表、9月23日には最終合意に至った。その内容は、冷戦構造崩壊後のアメリカの新たな世界戦略に深くかかわるとともに、違憲とされる「集団的自衛権の行使」に抵触する重大懸念を禁じ得ない。

これはまた、日本「周辺」のアメリカ有事であっても、日本が自動的に紛争当事国になる危険をはらむものとなっているが、なによりも紛争当事国となることによって、船舶の航行安全に著しい阻害要因が生じることは明白である。かつての悪夢がよみがえる事態といわざるを得ない。

しかも、国の基本針路を左右する重大事であるこの日米合意は、シベリアン

コントロールといいながら、国会審議を経ないまま行われたばかりか、政府は「民間人に対する業務従事命令や一般法の適用除外を目的とする有事法制の整備が焦眉の急」として、強制力を伴う有事関連法案が、次の通常国会にも上程される状況となっている。再び船員徴用に道を開くようなことがあってはならない。

われわれは、連合をはじめ関係労働組織や広く国民と連帯し、組織の総力をあげ、平和な海を脅かす「集団的自衛権の行使」や、国民の基本的人権を制約する有事法制整備には、断固反対して闘うことを宣言する。

以上議決する。

1997年11月13日

全日本海員組合
第58回定期全国大会